

しばた 市議会だより

第88号

平成20年
7月31日

発行 新発田市議会

編集 議会運営委員会

議会事務局
中央町4-10-4
☎(0254)22-3101
e-Mail
gikaijimu@city.shibata.niigata.jp

生け花に挑戦
花をきれいにみせるには・・・

花に親しもう・城下町の文化を知るう 「伝統文化こども教室」

「どう生ければそれぞれの花がきれいに見えるかな」と考えながら真剣な表情をしている子どもたちは、中央公民館主催の「伝統文化こども教室」参加した小・中学生。子どもたちは、10回シリーズの教室を通し、花に親しみ表現することの楽しさ、城下町しばたの文化を学んでいきます。10月には市展へ作品を出品する予定です。

◎編集後記

◎市民の声

◎議会トピック

16頁

◎常任委員会審査状況

14頁～15頁

◎意見書の提出

◎一般質問

6頁～13頁

◎9月定例会の日程（予定）

◎議決結果

4頁～5頁

◎行政報告

◎6月定例会の主な内容

2頁～3頁

目次

下水道談合事件調査のその後について 厳しく質疑

「下水道工事入札談合事件調査委員会の中間報告」 市長が行政報告において その調査状況を公表

本会議初日、平成十九年度の下水道工事入札における談合事件について、庁内に設置した「入札談合事件調査委員会」の中間報告が公表され、厳しい質疑が交わされました。

入札談合事件調査委員会（大山副市長）の調査状況を中間報告

市長から行政報告があり、新発田市発注の下水道工事入札における談合事件の再発防止に向け、事実関係及び経過を調査し、組織上、制度上に問題点を精査するために設置した「入札談合事件調査委員会」から中間報告があったことを、本会議初日において公表しました。

中間報告の概要は、「下水道工事に関して前年の概算要望から実施設計委託、年度当初の工事発注計画書、年度末の竣工検査まで一連の行為、関係書類を検証し、関係職員からの事情聴取を行った。現時点では、現状把握、確認にとどまるが、今後は事務処理及び情報管理の問題点と改善措置、入札制度の改善点など、さらに踏み込んだ調査を行い、九月定例会での最終報告を目的に調査を進める」というもの。



再発防止に向けた改善策を報告

また、報告は、談合事件の再発防止に向け、「公正な競争の確保と談合等の不正行為の未然防止のため、入札制度の改善を次のように図った。予定価格や低入札価格調査基準額、最低制限価格の事前公表、総合評価方式の試行拡大や地域要件の拡大、指名停止期間の延長や入札に参加させない期間の延長などを図った。必要に応じてさらなる見直しも視野に入れ、信頼回復に努力する」と入札制度の改善策について説明がありました。

主な質疑

- Q** 最低制限価格の事前公表は、入札金額を合せてくる可能性もあり逆効果では。また、適正工事かどうかの検査体制は大丈夫か。
- A** 指摘の弊害も危惧されるが、透明性の確保から公表するもので、不正な受注調整がとり難い入札方式への変更も可能。施工確認を厳格にし、違反業者は厳しく対処する。必要があれば途中でも見直しを検討する。
- Q** 警察から関係書類が返却されたようだが、警察の捜査はどうなっているのか。また、建設業者側からは今後の対策方針等が示されているのか。
- A** 書類返却の際に、警察から「今回の立件で捜査は終了しました」との話があった。建設業協会の新会長、新副会長から「このようなことを起こさないよう改善する」と話があったが、具体的なことには触れなかった。
- Q** 事件による受注低下で従業員の安定雇用も考えるべきでは。
- A** 安定経営は、今後の推移を注視し、必要があれば商工振興課や商工会議所等で相談を受け、適切に措置するよう指示する。
- Q** 中間報告は事件の真相究明の核心に触れていない。関係業者等の事情聴取は、行わないのか。
- A** 調査委員会は、事件の真相究明を目的としない。調査権等もなく、警察、検察、司法に頼るしかないと考える。
- Q** 入札監視委員会の権限を強化したり、連携して調査したりする考えはないか。
- A** 入札監視委員長とは意見交換している。権限付与は委員会から話があれば検討したい。
- Q** 行政側の関与があったかどうか注目されている。市民向けの広報や周知はするのか。
- A** 今後の調査への影響も考えられ、調査委員会も非公開としている。最終報告では詳しい報告とし結果公表も検討したい。

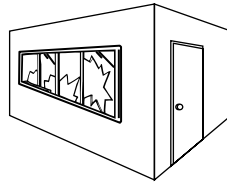
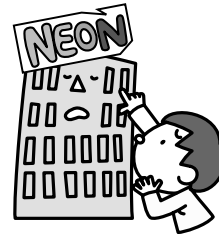
一般会計予算 8300万円の増額補正を可決

六月定例会において、補正予算のほか、藤塚浜財産区管理会委員の選任、公平委員会委員の選任、農業委員会委員の推薦、準用河川占用料等徴収条例制定、屋外広告物条例制定、東中学校の耐震改修設計委託を繰り越した平成十九年度補正予算の専決処分などが議案として提出され、慎重に審議、採決されました。

景観条例を補完する二つの条例を可決

「市準用河川占用料等徴収条例」「市屋外広告物条例」の二つの条例制定についての議案が今定例会に上程されました。

川から準用河川に格上げし、それに伴う河川占用料等を条例化するもの。「市屋外広告物条例」は、屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止のための条例制定。建設常任委員会での審査結果を受け、本会議最終日において採決を行なった結果、全員の賛成により条例は可決されました。



一般会計予算の総額
394億9300万円

〈主な補正内容〉

● 行政情報システム構築事業 621万円

※後期高齢者医療制度に係る機能追加のための基幹システム改修費

● ひまわり学園運営事業 773万円

※知的障害児通園施設「ひまわり学園」の入園児童が増加したための施設運営費

● 基本健康診査事業 401万円

※4月から始まった特定健康診査指導に係るシステム改修費

● 林道整備事業 602万円

※林道新発田南部線の舗装、ガードレールの補修費

● 西部工業団地維持管理・販売促進事業 1,178万円

※西部工業団地進出企業に対する助成

● 埋蔵文化財発掘調査事業 (減額) 708万円

※埋蔵文化財発掘調査の予定箇所変更に伴う減額

公立保育園民営化の進捗状況等

民営化を進めていた二つの保育園が開園した。「優の森保育園」は、市立南保育園から67人の園児を引き継ぎ、新たに31人を、「三の丸保育園」では、市立三の丸保育園からの園児60人と、新たな21人の園児を受入れた。

来年4月、民営化予定の住吉保育園は、「学校法人金鶏有明学園」による民設民営化が決定した。南保育園舎に仮引越しし、8月末までに現園舎を解体し、新園舎の建設に着手する予定である。

加治・中倉地区で公設の統合保育園として、今年度、造成工事を行い、来年度に園舎建設を予定する。

日本海東北自動車道の救急退出路設置

関係組織を通じて平成18年度から「救急車退出路」の設置を、国や東日本高速道路株式会社に提案、要望してきた。目的は県北地方の救急患者を県立新発田病院救命救急センターへの搬入である。

場所は、中条ICと聖籠・新発田ICの間の釜杭^{かまぐい}地内で、上り車線から退出し、県道新発田紫雲寺線に接続する。

今年度中に工事着手される運び。最大受益者の村上市がゲートの設置主体となることで協議中。

江口浄水場の火災

6月24日午後9時10分ころ、江口浄水場で火災が発生し電気室内の一部設備を焼損した。

応急復旧により翌日の午前5時には、従前の浄水能力を確保。直接配水の米倉、江口、上内竹の3集落は、午前8時過ぎまで給水タンク等による応急給水を行った。

出火原因は調査中であるが、出火元が配電盤であり、各水道施設等の再点検を実施した。

その他の行政報告

国民年金手帳の返却

新聞報道にもあるが、本来被保険者に返却すべき国民年金手帳を市で保管していたことが判明。5月1日にお詫びと経緯や対応のお知らせを全戸配布した。

保管していた手帳は、昭和46年に納付書による納付に切り替わるまで使用していたもので、当時は手帳がないと保険料を納付できず、被保険者の利便のために預かったもの。手帳の数は、旧町村分も含め15,799冊。

手帳の返却は、7月末を目途に、全庁を挙げて社会保険事務所の納付記録との照合作業を進めている。現在のところ、約3分の2の作業を終え、6月3日から返却を開始した。

災害時要援護者避難支援対策

被害想定に基づき、災害時要援護者避難対策を進めてきた。避難支援は、「在宅で自力避難ができない人」を災害時要援護者と位置づけ、一人暮らしの高齢者や障がい者、介護認定者など8,599人に意向調査を実施。5月1日現在で6,440人から回答があり、3,114人が自力避難困難で、避難支援者への情報提供には2,736人が同意した。

同意者名簿は、避難支援者である自治会、町内会、消防団に情報提供した。今後、民生委員や自主防災組織などへも情報提供する。民生委員を登録推進員に委嘱し、制度の周知と登録の推進を図る。

6月定例会議決結果

6月定例会は、6月6日から27日を会期とし、市長提出議案29件、議会提出議案6件、請願・陳情9件は、各常任委員会で付託され審査した後(常任委員会審査状況14頁～15頁掲載)、本会議で下記のとおり議決しました。(※人事の決定結果は、下段を参照ください。)

6月定例会で審査された案件		審査した委員会 ※1	議決結果 ※2
市長提出議案	人事案件		
	藤塚浜財産区管理会委員の選任		◎
	公平委員会委員の選任		◎
	条例制定		
	準用河川占用料等徴収条例	建設	◎
	屋外広告物条例	建設	◎
	条例の一部改正		
	市税条例(専決)	総務	○ ※3
	都市計画税条例等(専決)	総務	◎
	特別職報酬等審議会条例	総務	◎
	手数料条例	社会文教	◎
	国民健康保険税条例	社会文教	○ ※3
	市営住宅条例	社会文教	◎
	西部工業団地販売促進条例	産業経済	◎
	緑化推進条例	建設	◎
	監査委員に関する条例	総務	◎
	19年度補正予算		
	一般会計(第9号)(専決)	社会文教	◎
	20年度補正予算		
	宅地造成事業特別会計(第1号)(専決)	建設	◎
	西部工業団地造成事業特別会計(第1号)(専決)	産業経済	◎
	一般会計(第1号)	分割付託	◎
	国民健康保険事業特別会計(第1号)	社会文教	◎
	老人保健特別会計(第1号)	社会文教	◎
	介護保険事業特別会計(第1号)	社会文教	◎
	後期高齢者医療特別会計(第1号)	社会文教	○ ※3
	農業集落排水事業特別会計(第1号)	産業経済	◎
	下水道事業特別会計(第1号)	建設	◎
	宅地造成事業特別会計(第2号)	建設	◎
水道事業会計(第1号)	建設	◎	
その他			
損害賠償の額(仮歩道のます蓄破損による人身事故)	建設	◎	
下越清掃センター組合規約の変更(専決)	社会文教	◎	
市道路線の廃止	建設	◎	
市道路線の認定	建設	◎	

6月定例会で審査された案件		審査した委員会 ※1	議決結果 ※2
議会提出議案	人事案件		
	農業委員会委員の推薦		◎
	意見書		
	国の責務による国営事業の着実な実施を求める意見書		◎
	30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書		◎
	携帯電話リサイクルの推進を求める意見書		◎
へき地級地見直しに関する意見書		◎	
国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書		◎	

請願・陳情		審査した委員会 ※1	議決結果 ※2
生産調整達成に関する請願書	産業経済	○ ※3	
後期高齢者医療制度の中止・撤回の意見書を国に提出することを求める請願	社会文教	× ※4	
ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願	産業経済	× ※5	
へき地級地見直しに関する請願書	社会文教	◎	
市議会において請願者、陳情者にその提出文書の朗読機会を与えてもらう為の陳情書	総務	×	
過剰請求分のガソリン代金の返金に関する陳情書	総務	×	
新発田市発注下水道工事入札に関する談合事件の真相並びに全容解明を求め更に市の入札制度改革の再度見直しと市職員の意識改革並びに職員倫理規定の強化を求める陳情書	総務	×	
行政視察の日時、参加者名、宿泊したホテル又は旅館名を市議会だよりに記載することの陳情書	総務	×	
国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情	産業経済	◎	

- ※1 「総務」：総務常任委員会
「社会文教」：社会文教常任委員会
「産業経済」：産業経済常任委員会
「建設」：建設常任委員会
「分割付託」：常任委員会に分割して付託
但し、審査した委員会がない案件は本会議で即決
- ※2 ◎：全員賛成で可決、承認、採択されたもの
○：賛成多数で可決、承認、採択されたもの
×：賛成少数または全員反対で不採択されたもの
- ※3 反対(日本共産党)
※4 賛成(民主クラブ、日本共産党、清友会(うち1人))
※5 賛成(日本共産党)

議員表彰

6月定例会において、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会からの表彰が伝達されました。

宮村 幸男氏(在職15年)
伊藤 久氏(在職11年)
宮島 信人氏(在職11年)

※ 在職期間は、合併前の町村議員在職期間を規定により換算

人事

○藤塚浜財産区管理会委員(同意)

〔再任〕

小林 暁眞氏(藤塚浜)
平松 勲氏(藤塚浜)

〔新任〕

須貝 靖生氏(藤塚浜)
小林 信一氏(藤塚浜)
本間 文夫氏(藤塚浜)
佐藤 勝氏(藤塚浜)

○公平委員会委員(同意)

〔再任〕

渋谷 正子氏(城北町3)

○農業委員会委員(推薦)

〔再任〕

川俣 正氏(貝屋)
斎藤 幸子氏(長畑)
曾我 崇氏(人橋)
湯浅要一郎氏(松岡)



**本会議を
エフエムしばた
(76.9MHz)
で生放送します**

9月定例会日程予定

8月27日	告示日、議会運営委員会
8月28日	請願・陳情・意見書提出期限
9月 1日	議会運営委員会
9月 3日	本会議（提案理由説明・委員会付託）
9月 4日	一般会計決算審査特別委員会 （3セク・企画政策部長総括説明）
9月 5日	一般会計決算審査特別委員会（総務関係）
9月 8日	一般会計決算審査特別委員会（社会文教関係）
9月 9日	一般会計決算審査特別委員会（産業経済関係）
9月10日	一般会計決算審査特別委員会 （建設関係・市長総括質疑）
9月11日	本会議（一般質問第1日目）
9月12日	本会議（一般質問第2日目）
9月16日	総務常任委員会
9月17日	社会文教常任委員会
9月18日	産業経済常任委員会
9月19日	建設常任委員会
9月24日	議会運営委員会
9月26日	本会議 （最終日、一般議案・補正予算議案採決）

本会議（定例会）のようすを、エフエムしばたで生放送します。生放送は本会議開始（午前10時）から終了まで全て放送します。緊急情報や休憩などにより中断することがあります。

ホームページで 市議会を知ろう

市のホームページでは、市議会のしくみや議員名簿、議会日程等を掲載しています。また、本会議で議員の質問や市長等の答弁を記録した「会議録」を検索閲覧することができます。

他にも、「市議会だより」のバックナンバー（83号以降）を見ることができます。

【市ホームページ】
<http://www.city.shibata.niigata.jp/>

会議録(冊子)は、市立図書館や市生涯学習センターに設置されています。

(注) 変更等の場合は、ホームページ・エフエムしばた等でお知らせします。

傍聴してみませんか

- ・「本会議」「各常任委員会」「議会運営委員会」が傍聴できます。
- ・午前10時から始まります。
- ・「本会議」「各常任委員会」「議会運営委員会」は、市役所2階の議場または委員会室で行います。
- ・傍聴希望の方は、当日市役所2階議会事務局までお越しください。



中村 功

渡辺 喜夫

献血と骨髄バンク登録の啓蒙について 道路等の維持管理体制と除雪体制 について

ゆうあい号(献血車)



答え ①献血の啓蒙は、法律で国、地方公共団体、事業所の責務を定めている。市は、広報しただけで日程掲

載、「愛の血液助け合い運動」「私たちの献血キャンペーン」などで広報活動に努めている。今後は、高校生の啓蒙や新規事業所への協力依頼など県と一体に進める。骨髄バンクも、ボランティア団体と共催の講演会や献血並行型登録受付など登録拡大に努めている。

②献血や臓器提供は、中学三年で取り上げ、生徒間の意見交換で考えを深めさせている。

Q 献血と骨髄バンク登録の啓蒙で命の尊さの再認識を
A 広報しただけで日程掲

載、「愛の血液助け合い運動」「私たちの献血キャンペーン」などで広報活動に努めている。今後は、高校生の啓蒙や新規事業所への協力依頼など県と一体に進める。骨髄バンクも、ボランティア団体と共催の講演会や献血並行型登録受付など登録拡大に努めている。

②献血や臓器提供は、中学三年で取り上げ、生徒間の意見交換で考えを深めさせている。

Q 道路パトロールと除雪体制は万全か
A 早めの対応により、安心できる除雪体制を確保

一般住宅の火災警報器の設置について 食料供給都市構想と米の生産調整 について

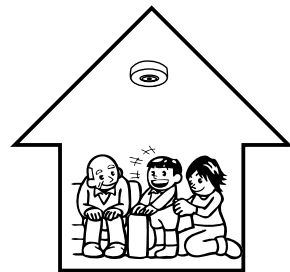
Q 障がい者等への火災警報器設置に助成を
A 障がい者等には一定範囲内で給付実施

問い 住宅火災による死者数が増加し、その半数以上を六十五歳以上が占めている。消防法が改正され、既存住宅は平成二十三年六月までに火災警報器の設置が義務化になった。高齢者、障がい者世帯、生活保護世帯等への警報器設置助成について市の考えは。

答え 市では障がい者を対象に、日常生活用具の給付事業を実施している。等級

二級以上、または、重度知的障がい者で火災感知及び避難困難な世帯等に一定限度の範囲内で火災警報器を給付。昨年度までの三カ年で各一件の実績。

また、六十五歳以上の低所得の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に同様の給付を行い、昨年度九十八件、今年度五月末で四十五件となっている。生活保護世帯は、厚生労働省で検討している。



問い バイオエタノール米の作付け誘導は、大切な農地から食料以外のものの生産で問題がある。当市は米を中心とした食文化があり、一粒一粒の米には命をつなぐ役割がある。食のまちづくりや食育、食の循環の観点と市の将来都市像の食料供給都市との整合性は。市の米の生産調整の実行確保対策の現状と課題は。

答え バイオエタノール米は、畑作物への転換が困難

Q 食料供給都市構想とバイオ米生産は整合するの
A 「食」と「農」の融合によるまちづくりの整合

な水田の活用を図る米の生産調整の取り組みであり、農地・水・環境の保全と、二酸化炭素も抑制され、水田活用の有効な手段と考える。

このようにバイオエタノール米の作付けは、需要に見合った米の生産調整の確かな推進、豊かな大地の有効活用、環境保全、そして、資源循環型社会づくりからも、食料供給都市構想と整合するものと考えらる。

地元企業の育成について 入札制度改革について

新発田市制度融資の ご案内



「愛ゆるまら、誇れるまら、ふるさと新発田の創造」 新発田市

Q 地元産業の支援、地元企業の育成について

A 農業や食品加工工業の基幹産業を振興し、観光資源との連携によるまちづくりを目指す

問い 国の施策として地方分権を推進している。権限の移譲と共にこれからの自治体は自立が必要と思う。各種地元産業の支援、地元企業の育成に力を入れ、市の活性化を図り、自立という意味において自主財源確保を考えていくべきと思うがいかがか。

答え 中小企業者には、各種制度資金の融資あつせんによる支援や信用保証料補助による支援のほか、合併した旧町村の中小企業者へも支援策を充実してきた。また、企業誘致は、平成九年度から西部工業団地の用地分譲により企業誘致活動に取り組み、雇用創出、税収確保に努めている。基幹産業の農業と食品加工工業が主体の「産業振興」や観光資源と食品産業の連携で「観光振興」へと連鎖させるまちづくりを目指し、自主財源の確保を図る。

Q 入札制度改革の変更の目的は

A 透明性、公平性、競争性のさらなる確保が目的

問い 下水道工事の入札談合事件があつたとはいえ、新発田市経済の状況が非常に厳しい現状においての入札制度改革である。建設業者のみならず色々の業種における地元企業から不安の声が聞かれる。市経済の活性化という観点からも疑問と思われる。

答え 今年度、予定価格や入札制度改革変更点の目的は何か。

低入札価格調査基準価格の事前公表、歩切り廃止、地域要件の拡大等を改正した。最低制限価格は、より透明性確保のために事前公表としたが、必要があれば見直しを図り最も適した入札制度改革を推進したい。

地域要件の拡大は、入札監視委員会の意見から、より競争性を高めるため、また、談合が起き難い環境づくりが市の責務と判断したことによるもの。

食料自給率の向上と水・環境保全からの遊休農地・耕作放棄農地の解消策と一般企業の農業参入について

「核兵器廃絶平和都市宣言」事業推進と拡充について

Q 食料自給率向上のための具体策を！

A 認定農業者や農業生産法人を中心に支援

問い 日本は食料自給率三十九パーセント。国の対策として、生産性の向上、耕作放棄地解消、米粉普及運動、企業参入等を打ち出している。市の具体施策は、一般企業の参入は問題があり賛成できない。

また、概ね五年計画で解消に努めるとする耕作放棄地の現状と対策を伺う。モデル地域を指定し、具体的解消事業を実施しては。

答え 企業による農地の拡大は、農業生産法人制度に株式会社形態の導入や構造改革特区法などによる現行制度で対応が可能である。企業精神をもった家族農業の育成が必要とされ、地域の認定農業者や農業生産法人を担い手の中心にすることが望ましいと考える。



遊休農地を活用してそばを栽培

問い 平和の尊さを求め、さらなる事業の拡充を次のように提案したいが市の考えはどうか。

①「核兵器廃絶平和都市宣言」の下に自治体の基本理念である基本条例の制定。

②市民参画による平和推進市民検討委員会等の設置。

③毎年八月に開催の核兵器廃絶平和都市宣言事業を統一事業とし、市民開催事業への市の積極的な共催・後援の実施。

答え ①これまでの計画を見直し、三月新たに「市人権啓発推進計画」を策定した。核兵器廃絶平和都市宣言事業の取り組みは、実施計画の中で推進を図るので、基本条例の制定は考えていない。

②事業に取り組み市民団体などの意見を聞き検討したい。

③今年度は「しばた平和のつどい」を統一テーマに設定した。同一期間、同一会場での事業はすべて後援している。要綱により積極的に努める。

Q 平和の尊さを求めて事業の拡充を

A 統一テーマを設け、新規事業も実施する

大沼 長栄

昨今の景気動向と雇用対策について 上中山豚舎臭気の現状と対策について

Q 景気悪化に伴う雇用創出の対策は

A 状況は依然低迷、観光と連携し雇用創出

問い 昨今の内外景気状況悪化に伴い、新発田管内でも雇用の悪化がみられる。新発田は県下他市より地

の利があり、この好条件を活かしてIT産業、精密、電子機器産業等の企業誘致雇用の拡大を図るべきではないか。

また、新潟職業能力開発短期大学の存続運動を。



答え 関係機関と連携して就職支援に努めるが、依然有効求人倍率は低い状況である。今後は、基幹産業の

振興と観光資源と食品産業の有機的連携により、雇用の創出に努め、企業誘致等で雇用の場を確保したい。

IT関連産業も数社が進出しているが、今後も有力な企業として誘致したい。国で独立行政法人の存廃を検討しているが、職能短大は、地域産業や市政発展等に大きく貢献しており、

存続を望んでいる。

問い 上中山豚舎臭気問題は、建設より六年目に入った。未だ悪臭防止法基準を超える指数が続いている。住宅地

であれば常に家の窓を開けておける住環境が本来の姿はず。臭気の発生を少なくするにはどのような改善指導をしてきたのか。

今後どのような要請をしていくのか。二者、三者協議は今後進めていくのか。

答え これまでは悪臭防止法基準を超えた都度、公害防

止協定に基づく改善指導をしているが、解決していない。全国農業協同組合連合会とも話し合いを進め、今後の改善に向けて協議する。また、県環境センターとの連携を蜜に厳正に対応したい。

地元住民や事業者との協議は、極めて重要である。三者協議は、前回から一年以上経過するが、関係者が一堂に会することは重要かつ必須である。近々の開催を調整中であり、今後は定期的に開催し環境改善に向けて協議したい。

Q 上中山豚舎の臭気発生への改善指導は

A 多面的にかつ厳正に改善に向けて対処したい

渡部 良一

談合事件の真相究明と入札制度改革について 後期高齢者医療制度について

Q 下水道工事談合事件の真相究明と入札制度改革の関連について

A より良い制度を求めて改革に取り組む

問い 入札談合事件調査委員会の中間報告では何が判明し、今後の課題は何か。また、予定価格の事前公表など今回の入札制度変更は事件の原因究明が決着していない段階では拙速ではないか。その理由と根拠は。

答え 入札談合事件調査委員会は六回開催した。談合事件に関する下水道工事の事実関係を正確に把握、確

認を行った。事実関係を検証し、事件発生に結びつく点と危惧される制度上の不備などの改善が、第一に必要なと調査した。最終報告で踏み込んだ調査報告をしたい。毎年、より良い制度を求め改革し、今年度も予定価格や最低制限価格の事前公表、地域要件の拡大、ペナルティの強化等の制度改革を行った。必要があれば年度途中でも見直しを図る。

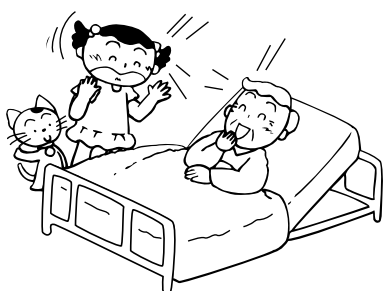
問い 後期高齢者医療制度施行後、制度の不備や説明が不十分なため国民の不安怒りが噴出した。市に寄せられた市民等の反応と制度の問題点、課題をどう認識しているか。また、制度に根本的欠陥がある以上、彌縫策では対応できず制度を一旦中止、廃止し、国民合意の医療制度確立に向けて直すしか方法はないと思うが、市としての今後の対応を問う。

答え 五月末までの照会の大半は「制度の内容がよく判らない」「天引きは困る」というもの。保険料は、最も多くの市町村で採用している方式であり、平均的厚生年金者は負担減となる。天引きは、納付者の利便、行政の省コストに必要。「かかりつけ医」制度は、高齢者の選択によるもので医療制限されるものではない。

Q 後期高齢者医療制度の反応と課題の認識は

A 負担増や医療制限ではないが課題解決は求める

公平適切で安心な医療が受けられるよう関係団体と国に働きかけていきたい。



公共事業における発注者責任について

問 談合防止の法制度が急速に整備された結果、落札率重視の入札制度改革は低価格競争を招き、安値受注による業者の体力低下、不良工事の危険性、下請けいじめという重大な問題を招いている。社会資本の整備である公共工事は官主導の官製市場であることから、国は適正価格と品質確保を公共工事の契約の基本に位

Q 入札制度の運用を含め発注者側の責任は
A 品質確保と談合し難い環境づくりを進める

置付け、発注者責任について言及している。市は工事事品質の確保について、人事・審査体制に不備はなかったのか。また、談合の発生は官側の制度不備に起因すると考えるが、入札制度の運用を含めた発注者責任について伺う。



答え 公共工事の品質確保の促進に関する法律で、工事事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約により確保することになっており、その主要な取り組みが総合評価落札方式を掲げている。当市も総合評価落札方式の導入を改革の主要項目とし試行したところである。これに伴う人事体制は、十分ではないが、必要があれば国、県や外部機関の活用を視野に入れ検討したい。当市の方式は簡易型であり、審査は工事担当課で点数化し第三者の学識経験者

の意見により客観性、公平性の確保に努めている。また、談合防止には、談合を行い難くする環境づくりが発注者側の最低限の責務であると認識し、毎年改革を行ってきた。改革の最中での今回の談合事件は、企業が法令を犯した反社会的行為であり、その体質と意識を改革することがもつとも大切と認識する。談合防止に効果的な制度として、一般競争入札における地域要件の拡大、総合評価落札方式や電子入札の導入などがあるが、これらを重点的に取り組みたい。

地域で支えあう制度・仕組み創りについて



自主防災組織や自治会も参加した市総合防災訓練

Q 安心で安全なまちづくりの仕組みを
A 自治会と民生委員が連携しやすい体制づくりを目指す

問 地震、台風や豪雨等の災害時に行動し発揮する町内会、自治会の「自主防災制度」や「災害時要援護者支援対策」は、平時からの地域の支え合いが基礎となつてこそ成り立つ。町内会長・区長が家庭に例えば大家族の家長、民生委員は女房役と考える。したがって、日頃の町内会長・区長・自治会長と民

生委員との連携が大切で、その連携を責任義務として法的に位置づけることは難しいと思うが、連携を強固にし、地域力の向上を構築する方策や指導は出来ないものか。地域で支え合う関係づくりが大切ではないかと質問する。

答え 自主防災組織をはじめとする地域力の強化が、共創のまちづくりを進める上で不可欠である。平成二十二年度の自主防災組織率を六十パーセントまで拡大し、全市の拡大に努める。自主防災組織づくりは、自治会や集落などの住民組織・団体等を母体に進める方法が、一番スムーズであり、昨年、自治会長を対象に説明会を開催し、地域で実態に即した自主防災組織の設立をお願いした。その後、各種の相談もあり、各地での進展を認識している。

「災害時要援護者支援対策」は、平時から地域で支え合う体制を構築し、福祉対策の強化と災害時の減災を目指すことが目的。民生委員を市の災害時要援護者登録推進員として委嘱し、自力避難が困難で支援が必要と思われる方々に制度の説明や登録の推進をお願いしている。常日頃の近所づきあいが希薄となり、過剰ともいえるプライバシー問題もあるが、いざという時には自治会と民生委員が連携をとりやすい体制になるよう働きかけていきたい。

佐藤 真澄

宮村 幸男

後期高齢者医療制度について 新発田市下水道談合事件の真相 究明について

Q 後期高齢者医療制度の
実施状況と制度の存廃について

問 「後期高齢者医療制度」は実施から二カ月半、窓口や電話での問い合わせ件数、加入者数、所得層別の保険料の負担の増減などの実施状況を伺う。

また、二月議会の答弁「国に対して中止、撤回を求める考えはございません」これは今も同じ考えか。

答 五月末までの問い合わせ件数は、窓口二二五件、

A 現段階では制度の中止・廃止は求めない

電話四三七件あった。四月一日現在の被保険者数は、一万三九二四人で、うち四二二人が六十五歳から七十四歳までの障害認定者。県の比較調査では「低所得者層は負担減、高所得者層は負担増」の結果。賦課額確定は六月末で所得階層別の把握は出ていない。現段階では中止、廃止を求める考えはない。国の動向を注視し対応したい。

Q 下水道談合事件の真相究明が曖昧では

A 調査委員会の最終報告は踏み込んだ内容に

問 「結果が実に曖昧だった」との指摘がある下水道談合事件。談合の事実経過を明らかにすべきである。

しかし、二月議会の行政報告や六月議会での中間報告では「談合事件」としか語られていない。いつ、どこで、誰が、誰に、どのような方法で指示したのか解明も当然行うべきである。

最終報告では、談合がどのように発生したか事実関係を明確にし、問題点、改善点等にさらに踏み込んでいきたい。

事件の内容は、起訴状に明記されており、最終報告には、その内容も含んだ内容の報告になる。



下水道工事の施工箇所

他の質問：核兵器廃絶への新発田の取りくみの充実を

都市農村観光マスタープランについて ミニマムアクセス米(MA米)の 輸入見直しについて

Q 観光や資源活用を将来に活かした県道バイパスを
必要箇所には県道バイパス化を働きかけたい

問 県道住吉・上館線を池ノ端と北袋口の間に、交通安全や観光推進からバイパス化は出来ないか。

また、そのバイパスから西新発田駅に向けた市道の新設は出来ないか。

県道住吉・上館線も交通安全や福島潟の自然を将来に活かすため一部バイパス化は出来ないかを伺う。

県道住吉・上館線の指摘区間は、既にバイパス化が計画され、交通量調査

バイパス化が計画されている
県道住吉・上館線



Q ミニマムアクセス米輸入中止を！
政府に強気に働きかけを！

問 五月十三日、若林農林水産大臣が、「ミニマムアクセス米(MA米)未達成に法的義務はない」と記者会見している。

強制減反と米価下落、また、温暖化防止、自給率向上などを考慮すれば、価格保障で農家の営農を守る事が大事である。それには、まずMA米輸入中止を政府に強気に働きかけて欲しいがいかか。

答 MA米は、全量政府が買入れ、市場動向を踏まえ、価格面で国産米が対応し難い加工用販売や援助用途に充てている。二〇〇七年産のMA米の輸入未達などもあり、政府の動向を見守りたい。

他の質問：サル害対策について

歴史的経緯の調査報告を (いわゆる官製談合疑惑について)

問 三月の談合事件への行政の関わりの有無については、行政内部の調査結果を待ちたい。

それは別として、昔は入札情報について、行政からの情報漏れが疑われるようなことがあったと聞き、昔の人もあえてそれを否定しないようである。

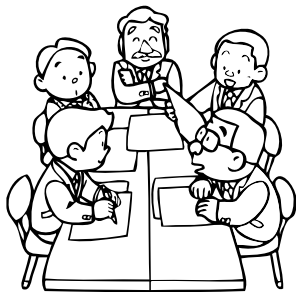
市にかけられた疑惑を

Q 過去にあったとされる官製談合の疑惑について調査し報告を

A 過去の経緯を踏まえての入札制度改革
過去を遡って調査する考えはない

晴らす意味でも「昔の話」の可否を調査すべきではないか。

「断罪せよ」というのではなく、昔は不適切な対応があったとすれば、その歴史的経緯を踏まえて、これからの入札制度改革、市職員のあるり方に活かしていけばよいことであると考え



答 官製談合は、全国知事会でも、地域要件の緩和を図る必要があるなど、談合防止に向けた入札制度改革の緊急提言をしている。

このような提言や国土交通省、総務省が示す入札制度改革の視点の一つとして、過去から現在に至る様々な談合事件事例の検証、分析し、入札制度改革されてきたものと認識する。

このたびの入札制度改革も、国土交通省などの調査結果や全国の事例、入札監視委員会の意見や今回の談合事件も念頭に制度改革を実施したところである。

また、今回の事件、調査委員会の最終報告、全国の事案を含め、職員のコンプライアンス能力を高めていく研修などを行うことはもちろん、入札監視委員会から提言のある倫理条例等を早期に制定していきたい。

したがって、指摘のような過去に遡っての調査は、考えていない。

入札談合事件調査委員会では、談合事件に関する事実経過などを正確に把握、検証して、談合事件の再発防止に努めたい。

「災害時要援護者」避難対策の取り組み 小中学校耐震化の推進について

Q 「災害時要援護者」避難対策の状況と課題は

A 地域が支える体制づくりに向け支援する

問 ①災害時要援護者名簿を作成した経過と課題は何か。②災害時要援護者名簿の活用、広域消防署との連携はどうか。③「避難支援計画」と一人ひとりの「避難支援プラン」(個別プラン)の策定状況はどうか。④災害時要支援者マップ等の作成や、避難支援対策はどうか。⑤個人情報保護の取り扱いと管理はどうか。

答 ①地域で支え合う体制構築で減災を目指すのが、制度周知が課題。②平常時に声掛け等による地域住民の体制づくりや消防本部の緊急出動等の支援情報に活用。③プラン作成に向け、自治会等に情報提供したい。④支援者となる自治会等の体制づくりで、マップ等の作成は一手法となるので情報提供で支援したい。⑤情報開示の意向確認や支援者には法令順守を依頼。

問 災害時に、地域の防災拠点としても大切な役割をもつ学校の耐震化は、待たなし。児童・生徒の安全と市民の生命を守るため、耐震化を推進すべきである。

学校の耐震診断結果、耐震化率は何パーセントか。結果を公表すべきである。所見を伺う。

答 建築基準法改正で、昭和五十六年度以前に建築した棟は、耐震診断を行い、基準未達の棟は改築や耐震前倒し等を見直したい。

Q 全小・中学校の耐震化を!

A 計画の見直しも視野に耐震化を図る

補強が必要になった。当市の対象施設は、小学校九校、中学校八校で、平成十八年度に優先度調査を実施。五段階評価で最も高い優先度が小学校三校九棟、次が小学校二校五棟という結果。

昨年度の加治川小学校の建築と豊浦中学校の耐震補強により、耐震化率は五一・六パーセントで、国県と同様に公表したい。

改正法を勘案し、計画の前倒し等を見直したい。



耐震補強された豊浦中学校

加藤 和雄

森田 国昭

相談窓口「消費者センター」の設置 について 新発田市耐震改修促進計画について



月・火・金曜日、開設しています

Q 多重債務問題やくらしの相談など、
直接の相談窓口「消費生活センター」の設置を
A 対応に努力しており、当面は現行体制のままです。

Q 多重債務問題やくらしの相談など、
直接の相談窓口「消費生活センター」の設置を
A 対応に努力しており、当面は現行体制のままです。

Q 多重債務問題やくらしの相談など、
直接の相談窓口「消費生活センター」の設置を
A 対応に努力しており、当面は現行体制のままです。

Q 多重債務問題やくらしの相談など、
直接の相談窓口「消費生活センター」の設置を
A 対応に努力しており、当面は現行体制のままです。

Q 耐震改修促進計画について
特に、学校の耐震診断・改修は緊急な課題
A 財政状況を踏まえ優先順位により順次対応

Q 耐震改修促進計画について
特に、学校の耐震診断・改修は緊急な課題
A 財政状況を踏まえ優先順位により順次対応

Q 耐震改修促進計画について
特に、学校の耐震診断・改修は緊急な課題
A 財政状況を踏まえ優先順位により順次対応

Q 耐震改修促進計画について
特に、学校の耐震診断・改修は緊急な課題
A 財政状況を踏まえ優先順位により順次対応

県立病院跡地の看護学院を美術館に 市内町内会・自治会の活性化を

Q 県立病院跡地の看護学院校舎を
美術館として購入をしては
A まち中の既存施設を「美術館のない美術館」に

Q 県立病院跡地の看護学院校舎を
美術館として購入をしては
A まち中の既存施設を「美術館のない美術館」に

Q 県立病院跡地の看護学院校舎を
美術館として購入をしては
A まち中の既存施設を「美術館のない美術館」に

Q 県立病院跡地の看護学院校舎を
美術館として購入をしては
A まち中の既存施設を「美術館のない美術館」に



Q これからの町内会・自治会の活動に期待する
A 自治会連合会は大切なパートナー

Q これからの町内会・自治会の活動に期待する
A 自治会連合会は大切なパートナー

Q これからの町内会・自治会の活動に期待する
A 自治会連合会は大切なパートナー

Q これからの町内会・自治会の活動に期待する
A 自治会連合会は大切なパートナー

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書

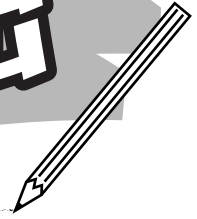
携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀などが含まれている。携帯電話ユーザーへのリサイクル方法の情報提供を行い、使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るため、下記の事項について早急な対策を求める。

記

- 一、携帯電話の回収促進に必要な法整備を行うこと
- 一、啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと
- 一、ACアダプター等充電器の標準化や取り扱い説明書の簡略化等による省資源化を実現すること
- 一、リサイクル技術の開発、循環利用の社会システムの確立を目指すこと

(提出先) 内閣総理大臣 総務大臣
経済産業大臣 環境大臣

意見書の提出



6月定例会では、意見書5件を可決。

可決した意見書は、内閣総理大臣並びに関係大臣等にそれぞれ送付しました。

へき地級地見直しに関する意見書

へき地級地見直しは、2009年1月から新級地となる予定である。文科省は、山間部や遠距離通勤者を問題視し、多くのへき地校で級地引き下げが危惧される。

へき地教育振興法第1条で、「この法律は、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教育の特殊事情に鑑み、《中略》もってへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」と明記する。へき地をめぐる教育環境は、人口減少や大都市集中で厳しく、現行の指定基準が実情に合わない状況もある。地域の保護者、教職員からは改善要望が高まっている。

級地引き下げは、補助金の有無も含め、へき地教育が一層困難となり、教育の機会均等の趣旨に反する。

へき地の実状を考慮し、へき地教育の振興と教育の機会均等を保障する見直しを要望する。特に離島や山間部の積雪の状況等を十分考慮することを強く要望する。

(提出先) 新潟県人事委員会委員長
新潟県教育委員会教育長

国の責務による国営事業の着実な実施を求める意見書

加治川沿岸地域のダム、頭首工、用水路等の期間的な農業利水施設は国営事業により、老朽化、営農形態の変化等に伴う用水不足から恒久的な番水を行っているが、安定・確実な用水の供給に支障を来している。

これら地域課題を解決するため、地方分権改革においては次の事項について十分配慮されるよう要望する。

1. 国営事業により造成された基幹的な農業水利施設の管理や更新事業の重要性から、引き続き国の責務として自ら着実に実施すべきこと
1. 農業農村整備事業の検討にあたって、農村地域や農業者の実情と意見を反映した分権改革とすること

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
内閣官房長官 総務大臣 財務大臣
農林水産大臣 経済財政政策担当大臣
地方分権改革推進委員会委員長

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、環境資源としての森林の役割や期待が強い。特に国有林野事業等は、安全で安心な暮らしを守るうえで重要な水源林や公益森林の整備、地域林業や木材産業の振興による山村の再生、活性化への積極的な取り組みが極めて重要である。

1. 森林吸収源対策を着実に推進するため林業・木材産業の振興施策の推進
2. 担い手対策、効率・安定的木材供給体制の確保、地域材の需要拡大対策、林業や木材産業の振興
3. 水源林造成事業、公的森林整備制度の創設
4. 国有林の国による管理運営体制の堅持、地域における森林林業の担い手育成と地域活性化への寄与

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 財務大臣 農林水産大臣
環境大臣 林野庁長官

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書

昨今の教育界はいじめや不登校など深刻な問題があり、その解決には学級規模の縮小や教職員の適正配置、私学助成拡充など教育予算の充実が必要である。

1. 30人以下学級の実現をはじめ、読書の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進などの教育課題に対応するために「義務教育標準法」を改正すること。
2. 地域の事情や子どもの実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
3. 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を3分の1から2分の1にすること。
4. 保護者の負担軽減の観点から私学助成を図ること。

(提出先) 内閣総理大臣 財務大臣
文部科学大臣 総務大臣

総務常任委員会

委員長 渋谷 恒介

6月定例会における付託案件は、分割付託を含め議案9件(うち陳情4件)、審査の結果、陳情4件は不採択とし、他議案は可決すべきものとなりました。

■一般会計補正予算について(当委員会所管分の一部紹介)

デジタルテレビ難視聴解消対策として、アナログ放送難視聴地域の上中山増川、下新保、米倉、月岡温泉への事業予算案を採択しました。

■条例改正について

専決処分の市税条例の審査では、市民税を年金から引きやすめるための条例改正案を採択。六十五歳以上で公的年金の年間受給額が十八万円以上の方のうち、市県民税が課税されている約八千人が対象となります。平成二十年十月支給分からの開始です。

監査委員条例の審査では、財政健全化法の施行に伴う条例改正案を採択。財政健全化法は、地方公共団体の実質負債状況について、一般会計と特別会計、第三セクター、広域事務組合まで含めた連結決算審査と開示を求めているため、関連する条文を改正するものです。

■陳情について

不採択とした陳情四件の審査では、陳情趣旨・願意については部分的に理解できるものの、陳情文書全体の内容では賛成できないとした意見が多くありました。

「請願者及び陳情者による委員会での文書朗読」と、「行政視察報告の議会だよりへの掲載方法」については、今後の議会改革論議の中で検討の余地があるとの意見がありました。「下水道談合事件に関する陳情」では、陳情者の官製談合とする決め付けに対して、市側と議会で調査・審査中であることから不採択としたものです。



審査状況

社会文教常任委員会

委員長 佐藤 武男

6月定例会における付託案件は、分割付託を含め議案12件(うち請願2件)、審査の結果、請願1件は不採択とし、他議案は可決すべきものとなりました。

■請願について

「請願第2号 後期高齢者医療制度の中止・撤回の意見書を国に提出することを求める請願書」は、賛成少数で不採択となりました。

「請願第4号 へき地級地見直しに関する請願書」は、全員賛成で採択されました。

■後期高齢者医療特別会計補正予算について

「後期高齢者医療制度は広域連合で行っているが、当市で行う業務は何か」の質疑に、「市が行うのは、被保険者の加入脱退の届出、保険証の交付、保険料の徴収である」「保険料の納期の決定、年金からの特別徴収、保険料の減免申請受付、督促状発行、滞納処分という実際に保険料を確定し、額を決定するのは広域連合の業務であり、その送付や納付書に基づいて収納活動をするのが市町村の事務である」と答弁がありました。

■一般会計補正予算について(当委員会所管分の一部紹介)

「中学生のラグビー、サッカーの部活動推進は、国体終了後も継続するのか」の質疑に、「中央公園の整備もそれを視野に入れて行った。国体終了後はさらに強化に努めていきたい」と答弁がありました。



産業経済常任委員会

委員長 長谷川 健吉

6月定例会における付託案件は、分割付託を含め議案7件(うち請願2件、陳情1件)、審査の結果、請願1件は不採択とし、他議案は可決すべきものとしました。



■一般会計補正予算について(当委員会所管分の一部紹介)

西部工業団地の進出企業補助金について詳細な説明を求めた質疑に対し、「用地取得10%、建物等償却資産の取得は5%の助成制度で、この度は(有)新潟サンクリーン、(有)インテリアワークス、(株)公衛社などの企業へ助成を進めたい。また、ウィンネットテクノロジー(株)は来春頃から事業着手予定、三幸製菓(株)とも8月頃契約予定でこれを含めると、西部工業団地の売却率は約86%で、あと2区画約6千坪が残り、今年度完売を目指している。また、藤塚浜工業団地でもナミックス(株)が増設の計画がある」と説明がありました。雇用の拡大に期待したいものです。

この議案を含め、当委員会が付託を受けた議案審査はすべて可決すべきものと決しました。

■請願・陳情について

「請願第1号 生産調整達成に関する請願書」は挙手全員で採択すべきと決し、「請願第3号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願」は賛成なしで採択されませんでした。

また、「陳情第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情」は、全員賛成で採択すべきものと決し、すべての審査を終了しました。

常任委員会

建設常任委員会

委員長 井畑 隆二

6月定例会における付託案件は、分割付託を含め議案11件、審査の結果、議案はすべて可決すべきものとしました。

■一般会計補正予算について(当委員会所管分の一部紹介)

「市の施設でアスベスト分析調査は何箇所あるのか」の質疑では、「市の施設では八箇所に対応が必要であり、今年度は市民文化会館と維持管理事務所対策工事を行う。二十一年以降に、残り六施設を行っていく。その中で市役所庁舎も含まれており、耐震化も含めた検討が必要」との答弁がありました。

また、予算審査に関連して「機構改革で、なぜ維持管理課と地域整備課が統合したのか」の質疑に、「両課の組織再編については、例えば舗装工事や側溝敷設など市道の維持管理体制や市道の認定に関する事務分担で所管課が分かり難い面もあったが、統合することによって一本化の体制とした。また、各種の工事においても、物を作るだけでなく作った後の維持管理を見据えた物作りが大事であるから、工事と維持管理を一体とするため、二課を統合することにした」との答弁がありました。

一般会計補正予算(第一号)議定についてのうち、当委員会所管分の審査は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、その他の審査を行い全て可決すべきものと決しました。



市民の声

初めて市議会の傍聴を見聞させていただきました。時間が少し短かったのですが、残念でしたが、一般質問、行政機関の答弁を聞かせていただいて大変勉強になりました。それぞれの分野で一生懸命に取り組んでいる様子は、よく理解出来ました。市民のためにより一層の活躍をご期待します。

岡田 進

市議会をはじめて傍聴して

後期高齢者医療制度について、初めてお話を聞きました。大変勉強になりました。年齢がいきますと医療代が掛かりますので心配にしておりますが、議会の中でも話してくれているようです。詳しいことは分かりませんが、大変な議会です。いろいろ聞きまして、大変良かったです。

加藤ヒサ子

……議会トピック……

議会の活性化を目指して



議長から議会運営委員会委員長へ
の諮問

地方分権の推進により、地方における裁量権の範囲が増し、自由な発想の下で独自の事業を展開することが可能になってきました。しかし、北海道夕張市の例のように、財政を圧迫するような独善的で無茶な事業を行ってしまいかねません。

このように地方の権限が拡大になるにつれ、議会の果たすべき役割がこれまで以上に重要になってきます。

新発田市議会では、議会の活性化を目指し、全国的にも注目を浴びる「議会基本条例」の制定化に向け、「議会運営委員会」で検討を始めました。

「議会基本条例」は、議会の活動規範を独自に定めるもので、従来の議会活動より踏み込み、活発に議論を交わすための手法や市民への説明責任などを明文化し実行しようとするものです。

本条例の素案は、四常任委員会の正副委員長が、半年間の11回の議論を重ね、素案としてまとめたものです。



本市議会 行政視察状況 (4月～7月)

- ① 視察先
- ② 視察内容

☆政和会・公明党

- ① 鳴門市、丸亀市
- ② 観光行政推進体制と観光施策
城下町の景観条例と歴史建造物の保存

☆新政会

- ① 豊前市、豊後高田市、由布市
- ② 観光振興施策
国民体育大会と観光振興施策との連携

☆清友会

- ① 松江市、出雲市
- ② 都市景観条例、松江城400年祭事業
議会基本条例、庁舎建設事業

☆日本共産党

- ① 東京都内
- ② 市町村議会議員研修会(参加)

☆議会活性化勉強会

- (議長、正副常任委員長)
- ① 東京都内、千代田区
 - ② 市町村議会議員研修会(参加)
議会活性化の取り組み

編集後記

合併後三年が過ぎ、新生新発田市議会もスタートして一年三ヶ月が経過しました。「地方分権改革法」が施行されて、今、国と地方公共団体の関係は対等、協力へと変わろうとしています。地方公共団体の自己決定や自己責任の範囲が一層拡大されるため、住民から選ばれた代表で構成される議事機関としての議会には今まで以上に責任ある議会活動が求められると思います。また、議会は、市長と執行機関と対等な関係を構築して議会自体の活性化を図る必要があります。議員は、市民の意向を的確に把握して市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければなりません。今、議会改革の一環としての議会基本条例なるものをつくるべく、議会が立ち上がったところであり、今後は議会の動きを注目して下さい。

〈文責〉 編集委員 巖 昭夫

編集委員

委員長	本間 道治
副委員長	高橋 幸子
委員	五十嵐 孝雄
委員	稲垣 富雄
委員	星野 幸雄
委員	斎藤 明人
委員	宮島 信昭
委員	巖 高橋
委員	高宮 野平
委員	佐藤 真澄